

尼崎市公営企業局発注工事における
不正行為の再発防止に向けた取組について

令和3年12月

尼崎市公営企業局

目次

はじめに

- 1 事件の経緯等
 - (1) 事件の経緯
 - (2) 情報漏えい件数及び収賄額
 - (3) 逮捕・起訴された職員の処分
 - (4) 管理監督責任に伴う処分等
 - (5) 事業者への対応
- 2 事件に至った主な原因等
 - (1) 事件当事者である職員からの事情聴取
 - (2) 事件当事者である職員の上司への聞き取り
 - (3) 事件に至った主な原因
- 3 事件発覚後の取組の概要
 - (1) 官製談合防止研修の実施
 - (2) 官製談合防止研修後の各課におけるミーティング
 - (3) 公営企業局全職員対象としたアンケート調査
 - (4) 公営企業局全職員を対象とした個別面談
- 4 再発防止に向けた課題及び対策
 - (1) 個人の倫理意識に関する事項
 - (2) 情報管理に関する事項
 - (3) 組織体制に関する事項
 - (4) 事業者の不当要求に関する事項
- 5 再発防止策の着実な実行と効果の検証

資料編

- 資料 1 公営企業局で定期的・継続的に実施する再発防止策一覧
- 資料 2 尼崎市公営企業局公共工事等不正行為再発防止対策会議関連資料（開催状況等）
- 資料 3 事件当事者職員への事情聴取要旨
- 資料 4 官製談合防止研修及びのアンケート結果
- 資料 5 官製談合防止研修後各課ミーティングの概要
- 資料 6 公営企業局職員対象アンケートの概要
- 資料 7 個別面談の概要

はじめに

令和3年5月と6月に2人の職員が「加重収賄罪」などで逮捕・起訴され、その後12月に有罪判決を受けるという事件が発生した。

公営企業局では、市民からの信頼回復を図り、公営企業局が発注する公共工事及び業務委託等の入札及び契約業務に関する職員の不正行為の再発防止に取り組むため、1人目の職員が起訴された直後の令和3年6月2日に「尼崎市公営企業局公共工事等不正行為再発防止対策会議(以下「対策会議」という。)」を設置し、これまで研修や職員アンケート・職場ミーティング、個別面談等を行ってきたところである。

今回の事件の原因について、多くの職員が、職員個人の倫理意識の欠如によるところが大きいと考えているところであるものの、不正行為を把握できなかった組織にも課題があったものと考えざるを得ない。

本報告書は、事件の原因を究明し、職員アンケートや職場ミーティング等の実施を通じて抽出された課題に対する再発防止策についてとりまとめたものである。

法令や各種ガイドラインなどの制度を構築するだけでは、意識の風化や、取組の形骸化を招きかねないことから、さらに職員一人ひとりがその意味を理解し、自らのものとして職務に活かしていく必要があり、組織としても、不適正な事務処理が行われないような仕組みを構築していることが重要である。また、各所属においては、各職員の良心に委ねるだけではなく、上司、部下職員ともに確認作業や事務手続が形骸化していないか、単なる作業となっていないかなど、厳しい視点で自らを振り返ることが重要である。

対策会議としては、不正行為の再発防止に向け、各所属において、本報告書の趣旨とその内容を十分に理解し、継続的に取り組むことで、実効性を高めていくとともに、“市民の疑惑や不信を招くような行為は絶対にしない”ということを職員一人ひとりが肝に銘じて行動することを強く求めるものである。

1 事件の経緯等

(1) 事件の経緯

令和3年 5月13日	収賄容疑で水道建設課技手が兵庫県警に逮捕
〃	贈賄容疑で請負業者の業者Mの代表取締役と同社社員が兵庫県警に逮捕
令和3年 5月14日	兵庫県警が、上下水道庁舎、市役所本庁舎を家宅搜索
令和3年 6月 2日	水道建設課技手、業者Mの代表取締役と同社社員を神戸地方検察庁が起訴、兵庫県警が加重収賄等の容疑で再逮捕
令和3年 6月14日	収賄容疑で水道建設課技師が兵庫県警に逮捕
〃	業者M再逮捕。
令和3年 6月15日	兵庫県警が、上下水道庁舎、市役所本庁舎を家宅搜索
令和3年 6月23日	水道建設課技手、業者Mの代表取締役と同社社員を神戸地方検察庁が追起訴
令和3年 7月 5日	水道建設課技師、業者Mの代表取締役と同社社員を神戸地方検察庁が起訴、兵庫県警が再逮捕
令和3年 7月27日	水道建設課技師、業者Mの代表取締役と同社社員を神戸地方検察庁が追起訴
令和3年 9月30日	職員2名を懲戒免職処分
令和3年11月 8日	神戸地方裁判所で初公判・結審 <ul style="list-style-type: none"> ・水道建設課技手に対する求刑（懲役3年） ・水道建設課技師に対する求刑（懲役3年） ・業者M代表取締役に対する求刑（懲役2年） ・同社社員に対する求刑（懲役2年）
令和3年12月 8日	神戸地方裁判所で第2回公判 <ul style="list-style-type: none"> ・水道建設課技手に対する判決（懲役3年執行猶予5年） ・水道建設課技師に対する判決（懲役3年執行猶予5年） ・業者M代表取締役に対する判決（懲役2年執行猶予4年） ・同社社員に対する判決（懲役2年執行猶予4年） <p>※ 判決確定：令和3年12月23日</p>

(2) 情報漏えい件数及び収賄額

職名等	水道建設課技手	水道建設課技師
情報漏えい件数等	13件（令和2年度）	16件（平成29～令和2年度）
収賄額	合計 2,741,566円相当 （現金 2,300,000円） （財布等 389,480円） （飲食代金 52,166円）	合計 3,587,625円相当 （現金 2,900,000円） （財布等 454,680円） （飲食代金 232,945円）

(3) 逮捕・起訴された職員の処分等

逮捕・起訴された職員2名とも公営企業局職員による事情聴取に応じ収賄の事実を認めたことから、「尼崎市公営企業局企業職員の懲戒処分に関する指針」に基づき次のとおり処分を行った。

所属	職名等	処分日	処分内容
公営企業局 上下水道部水道建設課	技術職員（技手）	令和3年9月30日	免職
	技術職員（技師）		

(4) 管理監督責任に伴う処分等

ア 特別職

市民に対し行政への信頼を大きく失墜させたことに対する反省と再発防止に向けた強い決意、姿勢を目に見える形で示していくことにより、市民の信頼回復を図るため、行政の最高責任者である市長及び公営企業局を代表する立場である公営企業管理者は次のとおり給料を減額した。なお処分の内容は、2人の職員が逮捕されたこと、情報漏えいした期間及び件数の多さを踏まえたものである。

市長	減給1月 (給料月額(現行削減措置後)の2/10)
公営企業管理者	減給1月 (給料月額の3/10)

イ 一般職

本事件の原因として、倫理意識及び情報管理等において組織的な課題があったことを踏まえ、次のとおり管理監督責任を問う処分等を行った。

当時の所属等	処分等の日	処分等の内容
公営企業局 部長	令和3年9月30日	戒告
公営企業局 課長		減給1月
公営企業局 係長	令和3年9月30日	訓戒 (尼崎市職員の訓戒等の措置に関する要綱に基づく)
公営企業局 係長		
公営企業局 係長		

(5) 事業者への対応

ア 入札参加資格の停止

尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱別表第2・1(1)に基づき、
令和3年5月14日から令和5年5月13日まで24か月間（最長の期間）の入札参加停止

イ 受注工事に係る違約金の請求

尼崎市工事請負契約約款第49条の規定に基づき、契約金額の10分の2に相当する額を違約金として請求。

請求金額：16,320,976円

※ 有罪判決を受けた対象工事のうち、受注者として施工したもの（2件）

2 事件に至った主な原因等

(1) 事件当事者である職員からの事情聴取

今回の事件で処分された職員2人からの公営企業局による事情聴取の中で、繰り返し情報漏洩を行った理由として、それぞれ『(事業者に対し) 融通が効き、施工能力が高い業者であるという認識を持ち、同社と仕事をしてみたかったから』『会食に応じた際に現金を渡され、それを返すことなく、その後は価格を教えることでこんなに簡単に現金が手に入るのかと思い、現金が欲しいがために行った』ことを挙げ、どちらも最初は「受け取れない」と断ったが、事業者から受け取れることを再度勧められ、最終的に受け取っている。それ以降は価格漏洩や収賄に対する罪悪感が薄れ、免職になることは理解していたものの「ばれないだろう」という思いから、不正行為を繰り返し行っていたと述べている。

(2) 管理監督責任のあった職員への事情聴取

逮捕された職員の上司についてはいずれも、「当該職員が今回のような罪を犯すとは考えていなかった」「職場の雰囲気についても特段問題があるとは思えず、相談しやすい環境であったと思う」という発言があった。

(3) 事件に至った主な原因

上記(1)(2)の事情聴取から、事件に至った主な原因は、

- ① 逮捕・起訴された職員個人の倫理意識の欠如
- ② 入札前の情報管理の不徹底
- ③ 長期間にわたり不正行為を把握できなかった組織体制
- ④ 事業者側の法令順守及び倫理意識の欠如

にある。

3 事件発覚後の取組の概要

(1) 官製談合防止研修の実施（令和3年6月22日、25日）

公正取引委員会より講師を招へいし、公営企業局全職員を対象に「入札談合の防止に向けて一
独占禁止法と入札談合等関与行為防止法」について研修を実施。

また実施後に受講した職員を対象にアンケート調査を実施した。

(2) 官製談合防止研修後の各課におけるミーティング（令和3年6月22日～7月9日）

(1)の内容を受けて、事件に至った原因と再発防止策について各課においてミーティングを実施
し、組織として共有すべき課題を確認した。

(3) 公営企業局全職員対象としたアンケート調査（令和3年7月2日～9日）

公営企業局全職員に対し、「利害関係者との関係」「職場環境」「情報管理、職員意識」についてア
ンケートを実施することで、職員の倫理意識及び情報管理意識の把握を行った。

(4) 公営企業局全職員を対象とした個別面談（令和3年11月10日～26日）

再発防止に向けた具体的な取組へとつなげることを目的とした個別面談を実施した。実施に際
しては個別面談の目的を統一的に伝達する目的に動画の配信を行い、事件の経緯等を具体的事例
として共有することとあわせて、アンケートや職場ミーティングの結果を共有するなかで、職員
各自がこれまでの自らのコンプライアンス意識・公務員倫理に対する認識を再確認するととも
に、各職場の状況に応じた課題について、意見を共有した。

【配信した動画の構成】

- ・ 個別面談の目的
- ・ 事件当事者である職員からの事情聴取の概要（事件発生に至った（公務員倫理が欠落して
いく）経緯等
- ・ 職員の業務における基本姿勢、関係業者等とのやりとりにおける禁止事項等

※ 報告詳細は資料編を参照

4 再発防止に向けた課題及び対策

逮捕職員への聞き取り、職員アンケート・職場ミーティングの結果から、次の通り課題を抽出し、それに対する対策を講じる。

(1) 個人の倫理意識に関する事項

ア 課題

① 職員の倫理意識について

(職員個人の倫理意識の欠如)

- ・ 事業者対応（入札、契約の相手方等の利害関係者への対応を指し、地元開催等に係る関係者への対応は含まない。以下同じ。）時に、公共工事に係る入札情報等について問い合わせを受けた場合には、最終的にその職員がコンプライアンス意識、公務員倫理に基づいた行動を取ることから、職員個人への公務員倫理の周知・徹底の取組が求められる。

※ アンケートや職場ミーティングの結果から「職員個人の倫理意識の欠如にあった」という意見が多く挙げられた。（自由記述・意見：のべ109件）

(事業者対応に係る認識の差)

- ・ 事業者対応の際のジュース類の提供に関しては、局職員共通の認識の周知・徹底を図ることで、不当要求へ発展する可能性を排除することが求められる。

※ アンケート結果から「業者対応にあたる際に現場等でジュース類の提供を受けてもよいか」等に関する認識について、職員によって個人差があることが分かった。

② 研修の受講状況

(研修の受講状況)

- ・ 研修機会を増やすことや職員の理解を深めるために内容を工夫する等、より効果的な研修実施が求められる。
- ※ 事件当事者である職員への事情聴取において「(公務員倫理の研修の)内容についての明確な記憶がない」という趣旨の回答があった。

- ・ 研修の実施方法を検討の上、すべての職員が定期的に受講できるような取組の実施が求められる。

※ アンケート結果から「官製談合防止法や入札情報漏洩に関する研修を受けたことがない、またはわからない」と回答している職員が一定数いること（37.8%）や、その理由が「研修の機会がない、存在を知らない」というものであった。

イ 対策

① 局全体での研修の実施

(継続的・定期的な研修の実施)

- ・ 毎年4月中旬に官製談合防止に関する研修を、公共工事の受注者と関わる機会がある技術職員や契約事務に携わる職員を対象として、公正取引委員会等の外部講師を招き実施する。

- ・ 上記のほか、全庁的に実施しているコンプライアンス研修の受講の推進を図り、研修受講の機会の増加につなげる。

② 各職場における研修・取組

(人事評価面談の活用)

- ・ 毎年、年度当初の各所属における課長級や係長級と各職員との面談時には、各職場で啓発文書とその添付資料の概要を説明及び意見交換を行い、評価者から被評価者へそれぞれ説明し、各職員が自発的に内容を把握するよう促す。
- ・ 毎年11月頃に実施する人事評価面談の場を活用し、「職員倫理意識の向上」「風通しの良い職場環境づくり」を推進する。

※ 上記面談において、罪を犯した場合の懲戒処分の基準等についても説明するとともに、「風通しの良い職場づくり」を目標として職場環境づくりについて各職員が具体的な行動に移せるよう意見交換をする。

(各担当(係)単位での情報共有)

- ・ 毎朝の業務開始時に、各担当(係)単位で業務予定や懸案事項等の情報共有を行うほか、事業者対応における懸案事項等がある場合には、適宜情報共有を行い、風通しのいい職場風土の醸成を図る。

(2) 情報管理に関する事項

ア 課題

① 情報管理意識について

(職員の情報管理意識の醸成)

- ・ 各職員の情報管理意識を高め、徹底を図る必要がある。
 - ※ アンケート結果から、職員個人として情報漏洩に対する措置を講じていない職員が一定数いた(36.7%)。
- ・ 入札情報をメモして外部に持ち出しを行わないことの周知・徹底が求められる。
 - ※ 事件当事者である職員への事情聴取において、入札情報をメモして外部に持ち出したことがあると述べている。

② 情報管理体制について

(共有の電子データの管理)

- ・ 入札情報のデータ管理・保管について、徹底する必要がある。
 - ※ 事件当事者である職員への事情聴取において、「入札情報は課の職員であればアクセスできる共有の電子データから入手した」と述べている。

(情報管理に係る物品の不足)

- ・ 保管庫の整備を行うことが求められる。
 - ※ アンケート結果から、入札情報の管理について工事決裁等を保管する鍵付きの保管庫がないという意見が挙げられている。

イ 対策

① 継続的な啓発の実施

(啓発を目的とした文書の発出)

- ・ 職員の情報管理についての意識喚起のため、定期的に文書を発出し周知徹底する。
主な内容は次のとおり。
- ・ 入札情報等の漏えい防止について（入札情報の該当性の周知）
- ・ 入札上の決裁文書及びデータの管理について

② 情報管理体制について

（データ管理）

- ・ 各課で作成・管理している、課員がアクセスできる共有のデータ等（工事台帳や予算管理簿のほか、業者選定に関わる情報が記されたデータ）へ、価格に関する情報を入力や記入している場合、その入力や記入の時期を「契約締結後」に統一することで、入札・契約前の段階で、金額を知り得る職員の数を最小限に留める。（令和3年5月24日から実施）

（決裁文書の取扱い）

- ・ 入札・見積合わせ（以下「入札等」という。）までは、実施決裁に記載されている価格情報は厳秘として細心の注意を必要があるため、①表紙（起案用紙1号や工事施工決裁）の金額部分に付箋を貼る（令和3年5月24日から実施）、②退庁時には必ず引き出しや保管庫（可能であれば鍵付き）に保管する等の対応を徹底する。

③ 決裁文書保管に係る物品の整備

（各課に応じた保管体制の整備）

- ・ 各職場において入札前の工事決裁保管庫の設置・確保し、文書の保管庫（可能であれば鍵付き）による管理を徹底する。

(3) 組織体制に関する事項

ア 課題

① 事業者対応について

（事業者対応におけるリスクの認識）

- ・ 事業者対応におけるリスクについて認識するための方策や、事業者対応の状況を職場において把握ができるような対策を講じる必要がある。
- ※ アンケート結果から、事業者対応をひとりで行っているケースが多いことがわかった。
（42.3%）

（事業者への指示に関する職員の認識の統一）

- ・ 事業者への指示事項に対する職員の認識について、個人の知識・技量によってバラつきがあることから、その対策を講じる必要がある。
- ※ アンケート結果から、事業者への指示により、職員が事業者に対して「借り」を作ってしまったと認識している（7.3%）ことで不正行為につながるリスクはあると考えられる。

② 職場内の情報共有について

（現場対応・事業者に関する情報共有）

- ・ 事業者から不当な要求を受けた際に一人で抱え込まず、周囲に相談できるような職場環境づくりがより一層求められる。

- ・ 各職場において事業者対応に関する状況把握ができるような対策を講じる必要がある。

③ 事業者対応の基準の設定

(対応が属人化する可能性)

- ・ 事業者対応や情報管理について局内の統一すべき項目に基準（ルール）を設定すること、また既存の基準について周知することが求められる。
※ アンケート結果、ミーティング結果から、業者対応や情報管理について職員によって認識が異なる項目があることが明らかになった。

イ 対策

① 事業者対応について

(仕様書等の適正化)

- ・ 職員の事業者対応の適正性を確保するため、業務に応じた特有の課題について共有し、仕様書等において受注者が施行（履行）すべき事項等の責任境界がわかるように表現を工夫する。

(事業者対応の情報共有)

- ・ 各職場において事業者対応や業務が適正に遂行ができているか共有・管理するため、また事業者対応に関する状況を把握するため、定期的なミーティングの活用やOJTの実施を通じて、職場全体のスキルアップを図るとともに、業務における課題や事業者との協議内容について組織として把握する。

(職員の共通認識の醸成)

- ・ 必要な内容は当初契約に盛り込むよう、十分に仕様書を精査するとともに、当初契約の仕様書で対応できないものについては、職員が設計変更・契約変更等により適切に対応することで事業者に「借り」を作ったという認識を持つことがないように、OJT等を通じて知識・技量の向上を図る。
- ・ 毎年、各所属の事例紹介（開札結果・事業の進捗・新たな取組・改善事例など）の機会を局全体で設ける。
- ・ 事業者からの不当な働きかけ等を受けた際の対応を定めた「尼崎市契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関する要綱」を周知徹底する。

② 周囲に相談しやすい職場環境づくり

(管理職に対する研修の実施)

- ・ 毎年4月中に事業者対応を行う部下をフォローする管理職のスキルアップを目的として、管理職に対して研修を（当該事件の周知を含む。）実施する。なお、受講は3年ごとを基本とする。

③ 事業者対応に関する基準の設定

(基準の啓発を目的とした文書の発出)

- ・ 各職場で新体制での業務が始まる4月に、不祥事の再発防止を啓発する文書「不祥事再発防止のための留意事項について」を全課に発出する。

主な内容は次のとおり。

- ・ 利害関係者から金品を一方向的に贈りつけられた場合やジュース類の提供の申出等があった場合は断ること
- ・ 業者から入札情報（予定価格・最低制限価格等）などの不正な情報提供要求があった場合は断るとともに、職場・上司に報告すること
- ・ 不正行為について知り得た場合は「公益通報制度」を活用すること
- ・ 事業者対応において、複数人での対応によりリスクを排除できる場面等の例示

(4) 事業者の不当要求に関する事項

ア 課題

① 事業者からの働きかけ

- ・ 事件の発端となった大きな要因として、事業者側からの働きかけがあることから、事業者が職員に対して不当な要求をしない環境を作る必要がある。

イ 対策

① 事業者への文書発出による周知・啓発

- ・ 事業者登録手続きの際に、事件を踏まえた公正な契約のために事業者が為すべきことについて周知文書を送付する等、職員に対する不当な働きかけ等を行った際には「尼崎市契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関する要綱」に基づく入札参加停止を含め、適正な措置を講じていく旨を事業者に周知していく。

5 再発防止策の着実な実行と効果の検証

今回の事件を重く受け止め、再発防止策として講じるこれら一連の取組を風化させず、継続的に行われることが重要であることから、個々の再発防止策が、正しく着実に行われていることを定期的に確認するため、毎年度実施する研修に際してアンケートを実施し、局職員の意識の変化を把握した上で、必要に応じて取組項目やその内容の見直しを行う。

- 資料 1 公営企業局で定期的・継続的に実施する再発防止策一覧
- 資料 2 尼崎市公営企業局公共工事等不正行為再発防止対策会議関連資料（開催状況等）
- 資料 3 事件当事者職員への事情聴取要旨
- 資料 4 官製談合防止研修及びのアンケート結果
- 資料 5 官製談合防止研修後各課ミーティングの概要
- 資料 6 公営企業局職員対象アンケートの概要
- 資料 7 個別面談の概要

資料 1 公営企業局で定期的・継続的に実施する再発防止策一覧

項目（内容）		対象	時期
I 局 全 体 で の 取 組	1 再発防止に向けた職員研修の実施		
	官製談合防止に関する局全職員対象の研修 （公正取引委員会等の外部講師を招き実施）	全職員	毎年4月
	部下をフォローする管理職対象の研修 （事件の概要及び再発防止策）	管理職 （3年に1回）	毎年4月
	各所属の事例紹介（開札結果・事業者対応・改善事例等の共有）	全職員	随時
	2 面談による不正行為防止に関する周知		
	人事評価面談における事件概要等の周知 （事件の経緯、懲戒処分等の伝達）	全職員	毎年4月・12月
	3 定期的な文書の発出		
	コンプライアンス意識、情報管理、事業者対応に係る文書の発出	全職員	毎年4月
	4 事業者に向けた対応		
	事業者に対する入札制度の周知 （入札参加資格の停止等制度）	事業者 （登録業者）	入札参加資格 登録時
II 各 職 場 で の 取 組	1 入札情報の管理		
	入札情報の共有時期の徹底 （入札終了後のデータ共有）	全職員	
	入札情報が記載された決裁文書の取扱い （金額部分の取扱い・各自における決裁の保管方法）	全職員	
	2 事業者対応		
	仕様書等の適正化 （業務に応じた特有の課題への対応）	全職員	随時
	職員間の情報共有 （定期的なミーティング・OJTの実施）	全職員	随時
	共通認識の醸成 （設計変更・契約変更等による適切な対応）	全職員	随時

資料 2**尼崎市公営企業局公共工事等不正行為再発防止対策会議関連資料（開催状況等）**

「尼崎市公営企業局公共工事等不正行為再発防止対策会議」（以下「公営企業局対策会議」という。）を設置。

(1) 設置目的

公営企業局が発注する公共工事及び業務委託等の入札及び契約業務について、その職務遂行にあたって市民の不信を招くような行為を防止することにより、適正な入札及び契約業務の遂行を確保するとともに、入札及び契約業務の公正性に対する市民の信頼回復を図る

(2) 構成員等

議長：公営企業管理者 副議長：公営企業局次長

構成員：上下水道部長・ボートレース事業部長・企画管理課長・水道建設課長

下水道建設課長・施設課長・開催運営課長

(3) 開催状況

開催日等		内 容
R3. 6. 7	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> これまでの経緯について 公営企業局対策会議の設置について 公共工事等不正行為再発防止に係る研修の実施案について
R3. 6. 15	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> 職員の逮捕について（2人目） アンケート及び面談の実施について
R3. 6. 30	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの実施について
R3. 10. 26	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの結果について 官製談合防止法研修を職場ミーティングの結果について 個別面談の実施（案）について 再発防止策の策定について
R3. 11. 4	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> 個別面談の実施について
R3. 12. 3	第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業局再発防止策（案）について
R3. 12. 13	第 7 回	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業局再発防止策（案）について
	-	<ul style="list-style-type: none"> 報告書に関して公営企業局顧問弁護士への意見聴取
R3. 12. 20	第 8 回	<ul style="list-style-type: none"> 「尼崎市公営企業局発注工事における不正行為の再発防止対策に関する報告書」について 全庁版職員アンケートの速報版について
R3. 12. 27	第 9 回	<ul style="list-style-type: none"> 「尼崎市公営企業局発注工事における不正行為の再発防止対策に関する報告書」について

(4) 緊急的に講じた措置

日付	文書名・研修名・内容等
R3. 5. 14	「契約事務の適正な実施及び職員の服務規律の徹底について」
R3. 5. 24	「情報管理の徹底について」 ・ 共有データへの入力時期を契約締結後に統一 ・ 実施決裁の管理の徹底
R3. 6. 3	「職場ミーティングでの主な意見の報告及び業務における携帯電話の取扱について」 ・ 業務には個人の携帯電話は使用しないこと など
R3. 6. 22・ 25	「官製談合防止研修」 ・ 公営企業局内全職員参加

(参考)

尼崎市公営企業局公共工事等不正行為再発防止対策会議設置要綱

(設置)

第1条 尼崎市公営企業局（以下「局」という。）の職員が局発注工事の入札に関し収賄の容疑で逮捕、起訴されたことを受け、局が発注する公共工事及び業務委託等（以下「公共工事等」という。）の入札及び契約業務について、その職務遂行にあたって市民の不信を招くような行為を防止することにより、適正な入札及び契約業務の遂行を確保するとともに、入札及び契約業務の公正性に対する市民の信頼回復を図るため、尼崎市公営企業局公共工事等不正行為再発防止対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策会議の所掌する事項は次に掲げるものとする。

- (1) 局が発注する公共工事等の入札及び契約業務における職員の不正行為の再発防止策に関する事項
- (2) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 対策会議は、別表に掲げる職員をもって構成する。

- 2 対策会議は議長及び副議長を置き、議長は公営企業管理者（以下「管理者」という。）、副議長は公営企業局次長をもって充てる。
- 3 議長は会務を掌握し、構成する職員を代表する。副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 対策会議は、議長が必要に応じて招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、対策会議に構成員以外のものの出席を求め意見及び事情を聴取し、または、これらの者から意見書等の提出を求めることができる。

(設置期間)

第5条 対策会議の設置期間は、施行日から令和4年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 対策会議の事務局は、公営企業局企画管理課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月2日から施行する。

(別表)

	役職	職名
1	議長	公営企業管理者
2	副議長	公営企業局次長
3	構成員	上下水道部長
4	構成員	ボートレース事業部長
5	構成員	水道建設課長
6	構成員	下水道建設課長
7	構成員	施設課長
8	構成員	開催運営課長
9	構成員	企画管理課長

事件当事者職員への事情聴取要旨

これまでに確認できた事実関係及び逮捕・起訴された職員への事情聴取により把握した情報漏えい・収賄に至った経緯・動機等は次のとおり。

1 職員A

(事件の経緯)

- (1) 工事における作業の応援に行った際に、事件に関与した事業者（以下「事業者」という。）社長及び同社社員と話をする機会があった。
- (2) 事業者に対し、他の職員が担当する工事を同社が下請として施工していた際、融通が効き、施工能力が高い業者であるという認識を持った。また、自らが担当した工事の受注者に比して、事業者が施工する工事現場は「活気があった」と感じたことから、同社と仕事をしてみたいという気持ちが芽生えた。
- (3) (2)の状況に加え、事業者から「(あなたの担当する) 工事を受注したい」という趣旨の発言があったこともあり、「事業者に受注してもらいたい」との思いが強くなり、価格を漏えいした。
- (4) 他の工事の現場で、今後入札が予定されていた自らが担当する工事の設計金額を教示した。
- (5) 現場で3回程度会食に誘われ断っていたが、個人の携帯電話にLINEで連絡がきた際に、「LINEまできたからしょうがない。一度会食に応じよう」との思いで会食に応じた。業務で個人携帯を使用することがあり、番号の自動登録でLINEが繋がっていた。
- (6) その会食の際、現金の入った封筒を机の上に出された。最初は「受け取れない」と断ったが「こんなことみんなやっている。黙っていればばれることはない」と事業者社長から言われ、自らのかばんに封筒を入れてしまった。

(動機)

- (7) 一度だけならばねないだろう、問い詰められても証拠になるものもない、という気持ちが働いた。
- (8) 相手方から「今後もよろしくお願いします」といった趣旨の発言があり、一度、価格漏洩し現金を授受したあとは、抵抗感はなかった。もう後には引けない、という気持ちが働いた。
- (9) 自分と事業者のいずれもが黙っていれば、発覚することはないと思っていた。また、「他の職員もやっている」と言われたことで、抵抗感が薄れた。

(情報管理)

- (10) 他の職員が担当する工事の価格情報は、同じ課の職員であればアクセスできる共有の電子データから入手した。
- (11) 相手方から工事を特定されたことはなく、会食のたびに、共有データに入力されている今後入札予定の工事の価格情報を印刷し、提供していた。

(個人の倫理意識)

- (12) 収賄が免職になることは理解していた。
- (13) 上司に相談しなければならぬという意識はなかった。
- (14) 同社社員から価格教示を示唆されたときに、踏みとどまっていればこんなことにならなかったと思う。

2 職員B

(事件の経緯)

- (1) 自らが担当する工事で事業者が下請業者であり、やりとりをするようになった。
- (2) その後事業者の中に年齢の近い社員がいたこともあり、気が合い、仲が深まった。
- (3) その後、自らが担当する工事の終了後に「お疲れさま会」と称して事業者から会食に誘われた。当初は断ったものの、自宅近くまで来てもらえる、自宅近くであれば他の職員にばれないだろう、食事くらいであればいいだろう、との考えで会食に応じた。
- (4) 会食の際、(同席していた同時に逮捕された事業者社長と事務員以外の) 同社社員が席を外したタイミングで、祝金の名目で現金の入った封筒を差し出された。一度は断ったものの、(同社社員が) 席に戻ってくるからかばんの中に入れるよう相手方に促され、かばんの中へ入れ、それを返却することなく、そのまま帰宅した。
- (5) 祝金としては、封筒の中身の現金は高額だと考えたものの、相手方へ返却することも、職場で相談することもなく時間が経過し、そのうち、一部を使用した。
- (6) その後、事業者から価格教示の連絡があった際に、先日の現金は今後の価格教示のためのものだと考えた。

(動機)

- (7) 「教示に対して、金銭を提供する」と言われ、「自分も業者も黙っていれば発覚することはないだろう。」「こんなに容易に現金が入手できるのか」との思いから、繰り返した。
- (8) 一度、金銭の授受と価格漏洩をしてしまった後は、抵抗感は欠如した。

(情報管理)

- (9) 他の職員が担当する工事の価格情報は、同じ課の職員であればアクセスできる共有の電子データから入手した。
- (10) 相手方から工事を指定されたことはなく、会食のたびに、共有データに入力されている今後入札予定の工事の価格情報を印刷し、提供していた。

(個人の倫理意識)

- (11) 収賄が免職になることは理解していた。
- (12) 既にお金に手をつけてしまっていたこともあり、上司へ報告する意識はなかった。
- (13) 公務員としての意識がそもそも低かった。自分には同じ分野で働く友人が多く、彼らは公務員とは違う感覚を持っており、会食ぐらいは問題ないだろうと思った。公務員としての考え方をきちんと身につけることができず、もし会食に応じていなければ、このようになっていなかっただろう。会食に応じること自体がだめなことだと考えなければならなかった。
- (14) 何事においても自分は大丈夫だろうと安易に考えていた。得た金額は大きいものの、失ったものを考えると、なぜこんなことをしてしまったのかと思う。仕事も家族の信頼も失った。自分自身にふりかかって初めて気づいた。(価格漏洩した) 当時はそこまで考えていなかった。

資料4

官製談合防止研修及びのアンケート結果

1 日時

(実施日) 令和3年6月22日、25日

(実施時間) 10時30分から12時00分まで

13時00分から14時30分まで

15時00分から16時30分まで

(計6回)

2 研修方法

ZOOMによるWEB研修

3 研修内容

(1) 講師

公正取引員会 近畿中国四国事務所 経済取引指導官

(2) 内容

発注機関職員向けに入札談合の未然防止に関する知識や関連する法制度等を学ぶ。

ア 独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の概要

イ これまでの入札談合等関与行為の事例並びに行政上の措置及び刑事罰等

4 参加者

275人 (契約課及び都市整備局からの出席者含めると約300人)

5 公営企業局内研修参加者アンケートの結果

回答件数：250件 (回収率91%、研修受講対象者全数275人)

有効回答率：99% (有効回答=248件)

【集計結果からの考察】

A 職層別 (全数248)

- ・ 係長以上/一般職等における法令知識の習得について、研修前に官製談合防止法等について「内容を把握していた」と回答した職員の割合は係長以上で62%、一般職で51%であった。

	把握していた	把握していなかった	合計
係長以上	44	27	71
一般職等	90	87	177
合計	134	114	248

- ・ うち、法令の内容を把握していなかった職員について、
 - ① 研修を通じて理解が「深まった」「多少深まった」と回答した割合は係長以上、一般職等ともに93%であった。

	深まった	多少深まった	どちらともいえない	あまり深まらなかった	総計
係長以上	18	7	1	1	27
一般職	34	47	5	1	87
総計	52	54	6	2	114

- ② 今後の業務に「役立つ」「多少役立つ」と回答した割合は係長以上93%、一般職等89%であった。

	役立つ	多少役立つ	どちらともいえない	あまり役立たない	全く役に立たない	総計
係長以上	22	3	1	1	0	27
一般職	46	31	4	5	1	87
総計	68	34	5	6	1	114

B 担当業務別（全数154）

- 工事・委託・物品発注に携わる職員における法令知識の習得について、研修前に官製談合防止法等について内容を把握していない職員の割合は係長以上で64%、一般職で52%であった。

	把握していた	把握していなかった	合計
係長以上	30	18	48
一般職等	54	52	106
合計	84	70	154

- 法令の内容を把握していなかった職員について、
 - 研修を通じて理解を深めることができたと回答した割合は係長以上94%、一般職等98%であった。

	深まった	多少深まった	どちらともいえない	あまり深まらなかった	総計
係長以上	13	4	0	1	18
一般職等	21	30	1	0	52
総計	34	34	1	1	70

- ② 今後の業務に「役立つと思う」「多少役立つと思う」と回答した割合は係長以上94%、一般職等96%であった。

	役立つ	多少役立つ	どちらともいえない	あまり役立たない	総計
係長以上	15	2	0	1	18
一般職等	29	21	2	0	52
総計	44	23	2	1	70

【研修実施の効果について】

- 今回の事件で逮捕された職員の属性として①一般職（若手職員）、②工事発注業務担当者であった。
- 一般職にあっては研修実施前では、官製談合防止法等の法令の内容について把握していないと回答した職員が半数いたこと、そのうちほぼすべての職員が法令の理解が深まったという回答をしていることから、一般職のコンプライアンス意識の向上につながったと思われる。
- 今回の結果を参考に、局内の新規採用職員や公営企業局へ異動してきた職員に対しての定期的な研修の実施を含め再発防止策の検討を行うこととする。

資料5

官製談合防止研修後各課ミーティングの概要

1 実施対象

公営企業局 全所属 全職員

2 実施期間

令和3年6月25日（金）から令和3年7月20日（火）まで

3 ミーティング内容

「今回の事件の原因」及び「再発防止に向けた具体策」について

4 集計結果

(1) 原因

個人	33
個人	33
個人の自覚・行動	33
情報管理	4
情報管理意識	2
データ管理	2
組織体制	19
職場環境（人員配置含む）	14
研修（指導）の実績	4
その他	1
契約制度	1
契約制度関係	1
合計	57

(2) 再発防止策

個人	25
個人	25
個人の自覚・行動	15
業者対応	10
情報管理	6
情報管理意識	2
基準の設定	4
組織体制	40
職場環境（人員配置含む）	17
研修（指導）の実績	14
業者対応	2
基準の設定	2
その他	5
契約制度	5
契約制度関係	5
その他	15
合計	79

※ 「原因」については「個人」が57.8%となっている。一方、再発防止策については、「組織体制」が50.6%となっている。

以上

資料6

公営企業局職員対象アンケートの概要

1 調査対象

公営企業局 全職員 275名

2 調査期間

令和3年7月2日(金)から令和3年7月9日(金)まで

3 調査項目

I 利害関係者(業者等)との関係について 全13問 (属性:職種・年代)

II 職場環境について 全 5問 (属性:職種・年代)

III 情報管理、職員意識について 全16問 (属性:所属)

4 回収状況(回収率)

(職種別の回収状況)

	合計	事務職	技術職	その他	無回答
I	260人:94.5%	64人(24.6%)	108人(41.5%)	48人(18.5%)	40人(15.4%)
II	261人:94.9%	68人(26.1%)	109人(41.7%)	48人(18.4%)	36人(13.8%)

(所属別の回収状況)

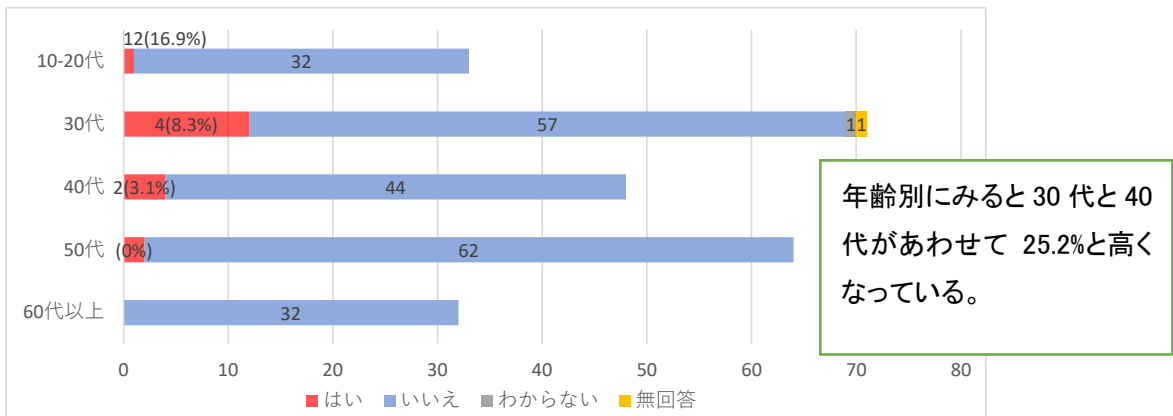
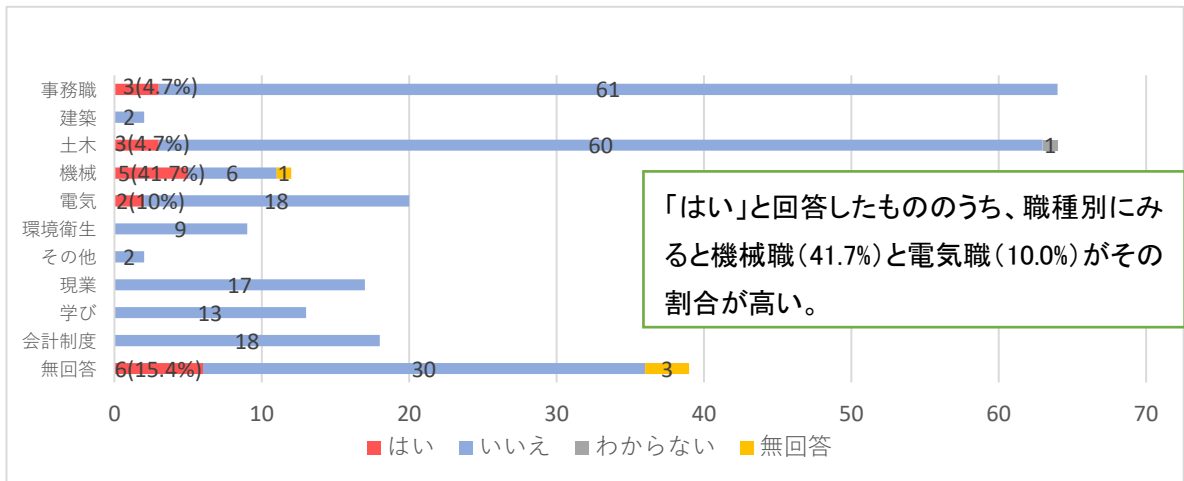
		企画管理課等	上下水道部	ボート部	無回答
III	256人:93.1%	27人(10.5%)	165人(64.5%)	21人(8.2%)	43人(16.8%)

● 主な調査結果

I 利害関係者との関係について

- 「2 利害関係者から入札情報(設計金額、予定価格、最低制限価格等)に関する問い合わせを受けたことがありますか」

	はい	いいえ	わからない	無回答	総計
回答数	19	236	1	4	260
割合	7.3%	90.8%	0.4%	1.5%	100.0%



<コメント>

- ① 入札情報(プロポーザル等の参加業者数等含む)について、情報を入手したい事業者が一定数おり、質問に対応する職員の情報管理意識の徹底が求められる。 ※ 特に設備系の業者からの問い合わせが多い傾向にあるため、機械職、電気職は注意が必要である。
- ② そうした質問があった際の対処(上司への報告を含む。)について、職員へ周知できていない可能性がある。

- 「4 利害関係者から会食等(公務以外での付き合いを含む)の誘いを受けたことがありますか」

	はい	いいえ	無回答	総計
回答数	3	250	7	260
割合	1.2%	96.2%	2.7%	100.0%

※3人に対する「4-1 その誘いは断りましたか」との問いに対し「いいえ」の回答はなかった。(誘いを受けたという回答はなし)

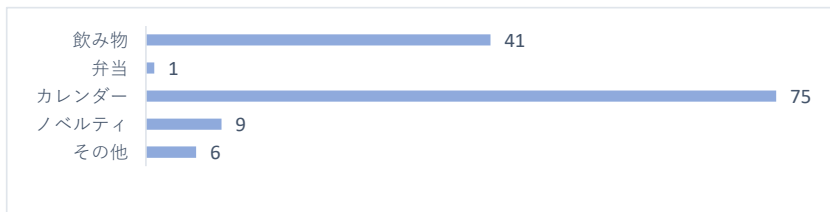
<コメント>

- ① 実際に利害関係者からの会食等の誘いがあることがわかった。
- ② 誘いを断らなかった職員はいなかったが、そうした場合の対処については職員必携に示されているものの、(割り勘にするなど借りを作らないような対応をすることとなっている等)明確ではない。
- ③ 今回の事件に関しては、食事の誘いに行ったことが情報漏洩を継続した発端となっているため、職員自身のリスクを避けるためにも、食事の誘いに対する対処について一定の方針を示すべきではないか。

- ・ 「6 利害関係者から金品等(現場でのジュース類や年末年始のカレンダーなども含む。)の贈与の話を持ち掛けられたことがありますか(提供を受けたことがありますか)」

	はい	いいえ	わからない	無回答	総計
回答数	110	137	4	9	260
割合	42.3%	52.7%	1.5%	3.5%	100.0%

※「上司へ報告したか」の問いに対し、「いいえ」と回答したのは51人(46.4%)であった。



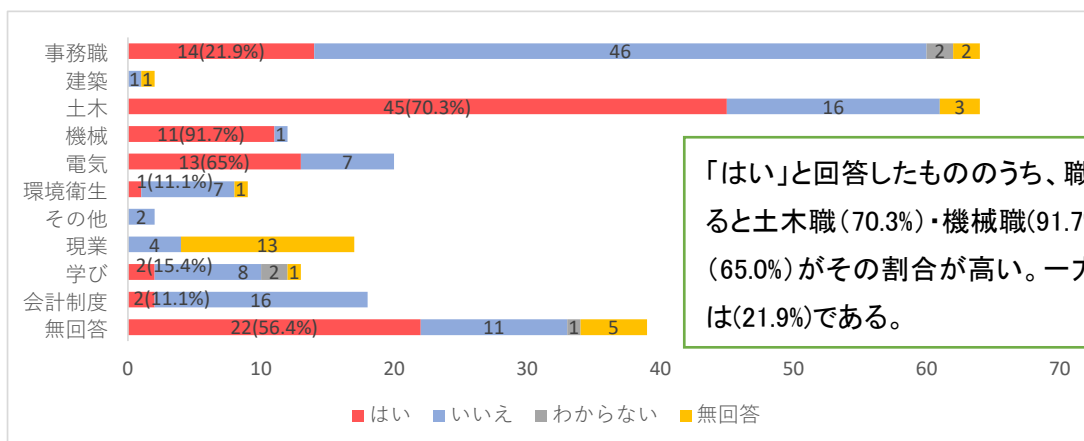
<コメント>

- ① ジュースの提供の申出を受けたと回答した人が41人(局全体で約16%)いる。ジュースの提供が「社会一般に容認される湯茶等」に該当するかについての明確な基準がない中で対応する際には、リスクを回避する観点から、申し出を断る対応を推奨すべきである。
- ② 「上司に報告していない」が46.4%と高く、職員のリスクを未然に抑制する観点から、(特に現場対応における事象として)報告する体制の構築が必要ではないか。

- ・ 「9 利害関係者との打ち合わせ(材料検査や工場検査を含む)を、一人で行うことはありますか？」

	はい	いいえ	わからない	無回答	総計
回答数	110	119	5	26	260
割合	42.3%	45.8%	1.9%	10.0%	100.0%

42.3%が「はい」と回答している。



「はい」と回答したもののうち、職種別にみると土木職(70.3%)・機械職(91.7%)・電気職(65.0%)がその割合が高い。一方、事務職は(21.9%)である。

<コメント>

- ① 業者対応については内容によって単独で対応できる場合と複数で対応すべき場合があると考えられるがそれらが明確になっていない。
- ② 職員間の認識を統一するため、①について分類し、共有する必要があるのではないかと。
- ③ 対応できる職員数に限りがあるため、ひとりで対応せざるを得ない状況がうかがえる。一方、基本ひとりで対応するものという認識の職員もいる。単独で業者対応することで職員が抱えるリスクについて意識してもらうための方策や、複数人での対応の代替案として、業者対応に関する状況を職場において把握ができるような対策を講じる必要があるのではないかと。

II 職場環境について

- 「1 仕事上の悩みなどを相談できる同僚や先輩はいますか」

	はい	いいえ	わからない	無回答	総計
回答数	219	27	12	3	261
割合	83.9%	10.3%	4.6%	1.1%	100.0%

10.3%が「いいえ」と回答している。

- 「3 職場全体として、非公表の情報を管理しているという意識はありますか」

	はい	いいえ	わからない	無回答	総計
回答数	206	24	27	4	261
割合	78.9%	9.2%	10.3%	1.5%	100.0%

9.2%が「いいえ」と回答している。

- 「不正行為につながるような不当な要求への対応等について、あなたの意見や考えを教えてください」
に対しては、次のとおりとなっている。

1 個人の倫理意識	76件
1 個人の自覚・行動	51件
2 業者対応	25件
2 情報管理	20件
1 情報管理意識	10件
2 基準の設定	4件
3 物品の整備	3件
4 データ管理	2件
5 その他意見	1件
3 組織体制	139件
1 職場環境(人員配置含む)	62件
2 研修(指導)の実施	57件
3 業者対応	9件
4 基準の設定	7件
5 その他意見	4件
4 契約制度	24件
5 その他	10件
合計	269件

Ⅲ 情報管理、職員意識について

- 「1 入札等の執行前に、価格情報(設計金額等)は、関係者(決裁回議ルート)以外に漏洩しない対策がされていますか」

	はい	いいえ	わからない	無回答	総計
回答数	138	34	60	24	256
割合	53.9%	13.3%	23.4%	9.4%	100.0%

34人(13.3%)が「いいえ」、60人(23.4%)が「分からない」と回答している。

<コメント>

- ① 情報漏洩に対する措置を講じていない職員が一定数いたことから、情報管理意識を高める必要がある。
- ② 入札前の共有フォルダ等のデータ管理のほか、紙決裁の管理において、他の職員がアクセスできる範囲を制限するような取組を徹底する必要がある。

- 「6 予定価格や最低制限価格の情報漏洩が法令違反となることを知っていますか」

	はい	いいえ	無回答	総計
回答数	236	1	19	256
割合	92.2%	0.4%	7.4%	100.0%

「いいえ」と回答したのは1人(0.4%)であった。

<コメント>

「いいえ」と回答する職員を「0」にしなければならない。そのためには、継続的・定期的な研修を行うなどの対応が必要である。

- 「7 予定価格や最低制限価格の情報漏洩が、懲戒処分の対象となることを知っていますか」

	はい	いいえ	わからない	無回答	総計
回答数	232	4	1	19	256
割合	90.6%	1.6%	0.4%	7.4%	100.0%

「いいえ」と回答したのは4人(1.6%)であった。

<コメント>

「いいえ」と回答する職員を「0」にしなければならない。そのためには、継続的・定期的な研修を行うなどの対応が必要である。

- 「12 官製談合防止法や入札情報漏洩に関する研修を受けたことがありますか」

	はい	いいえ	わからない	無回答	総計
回答数	123	70	27	36	256
割合	48.0%	27.3%	10.5%	14.1%	100.0%

「いいえ」「分からない」と回答したのが97人(37.8%)であった。

<コメント>

「いいえ」と回答したうち、33人が理由について「研修の機会がない、存在を知らない」という回答をしていることから、研修の実施方法を検討の上、すべての職員が定期的に受講できる形式で実施する必要がある。

- 「13 職場内で、官製談合防止法や入札情報漏洩に関する話し合いや指導をされたことがありますか」

	はい	いいえ	わからない	無回答	総計
回答数	60	130	28	38	256
割合	23.4%	50.8%	10.9%	14.8%	100.0%

130人(50.8%)が「いいえ」と回答している。

<コメント>

「いいえ」の回答が50%であることから、職員の意識醸成のために職場でも定期的に官製談合防止法や入札情報漏洩に関する話し合いを行う必要があるのではないかと。

資料7

個別面談の概要

再発防止に向けた具体的な取組へとつなげることを目的に、個別面談を実施し、事件発生に至った経緯等を具体的な事例として共有することとあわせて、職員各自がコンプライアンス意識・公務員倫理に対する認識を再確認するとともに、アンケートや職場ミーティングの結果を共有するなかで、各職場の状況に応じた課題について、お互いが本音を共有しつつ聞き取りを行った。

1 実施対象

公営企業局 全所属 全職員

2 実施期間

令和3年11月10日（火）から令和3年11月26日（金）まで

3 個別面談の内容

事件に至った経緯・動機等を共有し、コンプライアンス意識、とるべき行動について伝達の上で、各課において業務の中で行動に移すことを想定し、①「課題だ」「不安だ」ということ、②その課題に対して個人でできること、③組織として対応してほしいことについて意見交換を行った。

4 集計結果

① 所管の業務に係る課題

① 所管の業務に係る課題	件数
施行・履行における事業者への対応	53
職員の意識・理解度の不足	37
発注先が固定化、緊急時の対応における発注先の選定	19
入札情報管理に対する意識、管理方法	20
人事異動や職員配置について	16
事業者からの金額に関する問い合わせへの対応	13
個人携帯電話の使用について	12
設計・仕様の検討における事業者への相談	9
人材育成等（中間層の不在）について	6
事務スペースと打ち合わせスペースの分離	8
報告しやすく風通しのよい職場環境づくり	5
知識習得の機会（研修等）の不足	5
組織から提示されている基準等の不足または錯誤	3
職員間の情報管理	2
事業者への対応	1
その他	10
合計	219

② 組織としての対応に関する要望

② 組織としての対応に関する要望	対応レベル			
	全庁	局内	部内	課内
1 入札制度の見直し	●			
2 定期的な研修の実施	●	●	●	●
3 業者対応や情報の取扱いに関する基準・ルールの設定	●	●	●	●
4 事業者側への指導	●			
5 職員配置・人材育成		●	●	
6 公用携帯電話等の使用		●		
7 報告しやすく風通しのよい職場環境づくり		●	●	●
8 コンプライアンスを所掌する組織		●		
9 適正な発注先候補等の事業者情報の提供			●	●
10 事務スペース（打ち合わせスペース）の分離				●
11 設計施工と検算の分離や業務の均等配分等の事務分担の見直し				●
12 事業者へは複数名で対応				●
13 事業者対応の記録化（録音）				●
14 既存制度の周知				●
15 システムの運用や保管庫設置等の情報管理				●